

死刑についての考察

青 木 克 仁

A Consideration of the Death Penalty

Katsuhito AOKI

公共経営学科, 現代ビジネス学部,
安田女子大学

要 旨

相模原障害者殺傷事件を起こした植松聖被告の裁判において、横浜地方裁判所は死刑判決を下した。この判決に対して、自身も脳性麻痺の障害を持ち、障害者と社会の関わりについて研究している東京大学、熊谷晋一郎准教授は、「生きる価値のある命と価値のない命に線を引くというのが被告の犯行の動機だったことに対して怒りを覚えてきたが、死刑判決は、その被告の命に線を引くもので私にとっては複雑で、葛藤を伴う判決だ」と述べている。彼は「生きる価値のない命はない」ということが分からぬ輩は「生きる価値がない」としてしまう自己矛盾に、「死刑制度」を有する私達の社会自体が、その矛盾に気づかぬままはまり込んでしまっていることを指摘している。加えて、「誰でもよかった」という動機で、死刑該当罪に当たる殺人を実行する犯罪者が珍しくなくなっている不透明性高まる社会の中では、「死刑」という刑罰について再考する必要が出てくるだろう。本論考において、抑止効果による議論も復讐刑としての議論も死刑存置を確立するためには弱くなってきているとしたら、被害者の応報感情を論拠とした存置論の有効性を再検討する。

キーワード：死刑、モラル会計学、カント、死んでお詫び、同害報復

序 論

2020年3月16日、相模原市にて、障害者殺傷事件を起こし、入所者19人を殺害し26人を負傷させた植松聖被告の裁判において、横浜地方裁判所は死刑判決を下した。この判決に関連し、「NHK、NEWS WEB」は、何人かの識者のコメントを紹介している。自身も脳性麻痺の障害を持ち、障害者と社会の関わりについて研究している東京大学、熊谷晋一郎准教授は、「生きる価値のある命と価値のない命に線を引くというのが被告の犯行の動機だったことに対して怒りを覚えてきたが、死刑判決は、その被告の命に線を引くもので私にとっては複雑で、葛藤を伴う判決だ」と述べている。また、ドキュメンタリー映画監督として著名な森達也氏は、「被告が突いてきた僕らが抱える矛盾に対し、命は平等というのなら出生前診断はどうか、何をもって命とみなすか僕たちは考えるべきだったが、その前に裁判が終わってしまった。死刑判決となり凶悪

な人間だから生きる価値がないというのもひとつの選択で、同じ構造に社会がはまってしまっていることをもっと意識するべきだ」と述べている。さらに、被告と13回接見し、傍聴も続けてきたノンフィクション作家の渡辺一史氏は、「やったことから考えると当然死刑だろう、と思う一方で、『障害者はいない』と言った被告に対して、『お前こそいない』と突きつけるようで、この事件の本質的な解決になるのかという思いが同じ重みでわき上がってきます」と述べている。興味深いことは、3人とも「生きる価値のない命はない」という正論を援用することで、死刑を求刑してしまうことの居心地悪さに気付いている、ということである。一方には、被告には死刑こそが相応であるという応報感情にも裏付けられた直観が存在する。しかし他方ではその直感を正当化しようと持ち出された理由、即ち、「生きる価値のない命はない」が被告の命をも包摂してしまうことから来る自家撞着がある。先に引用した識者達は「生きる価値のない命はない」ということが分らぬ輩は「生きる価値がない」としてしまふ自己矛盾に、「死刑制度」を有する私達の社会自体が、その矛盾に気づかぬままはまり込んでしまっていることを看取しているのである。

横浜拘置支所において取材に応じた植松は「死刑（判決）が出たら仕方がない」と答えていたという。「死刑になるのが嫌なら、悪いことをしない」を正命題とした時、それと論理的に等価である対偶は「悪いことをするなら、死刑になることは嫌ではない」となる。これによって見えてくることは、死刑になっても構わない、否、むしろ死刑にして欲しいと考えているような確信犯が「悪いことをする」ということには、「死刑になることは嫌でない」ということが含意されているということだ。この世に「死刑」以上の重罰が無いゆえ、これは裏を返せば「死ぬ気になれば、何でもできる」ということになってしまう。

こうした確信犯の存在は、犯罪抑止という論法で、死刑存置を正当化することを難しくしている。さらに、復讐刑としての存置論もこうした確信犯の存在が増えるにつれて、その論拠が弱いものになりつつある。なぜならば、初めから死を望んでいる確信犯に「死」への道を用意してしまうことになるからだ。死を欲望する確信犯が望みを叶えるために実行に移す行為は、当然ながら「死刑」に相当する犯罪行為ということになるだろう。すると、死を欲望するがためにそれ相応とされる犯罪行為が行われ得るのは、死刑が極刑として存在している国においてのみということになってしまう。「誰でもよかった」という動機で、死刑該当罪に当たる殺人を実行する犯罪者が珍しくなくなっている不透明性高まる社会の中では、「死刑」という刑罰について考察する必要があるだろう。抑止効果による議論も復讐刑としての議論も死刑存置を確立するためには弱くなってきているとしたら、被害者の応報感情を論拠とした存置論の有効性を熟慮してみる必要があるだろう。

第一節 死んでお詫びをする

レイコフとジョンソンは「会計学」的発想を道徳の領域に投射する思考法を「モラル会計学」と呼ぶ。自分の行為に責任をとり得るためには、その行為と他の行為が等価であるような体系が前提されていなければならない、という。例えば、「目には目を、歯には歯を」という形で自分の行為の責任を負うということは、自分の行為が与えたのと同じ損失を支払うことで帳簿の精算をするということの意味するのだ。こうして責任のとり方が、計算可能となる。私達は、安寧を富に喩えることによって、道徳的考え方を、一種の「会計学」に喩えて考えている。「会計」ゆ

え、「利益」と「損失」を考えて、帳簿がつけられるわけだ。このメタファーの背景には、「バランスのイメージ図式」がある。利益と損失を計算しバランスを保とうとすること、それが正義の女神が持つ天秤が象徴する「公正さのイメージ」なのである。

2002年、「欧州評議会」の会議の席上で、森山真弓法務大臣が「死んでお詫びをする」という独特の文化が存在しており、まさに、この表現の中にこそ、「我が国独特の、罪悪に関する感覚が現れている」という趣旨の発言をした。正義の天秤のバランスを取るのに、犯罪者自らが己の命を差し出すことで、第三者の視座を引き入れることなく、被害者の応報感情を解消するよう決着するというわけだ。彼女の発言は、「日本独特の文化」の壁を前面に押し出すことで、EU側からの内政干渉を妨げようとしているかのようにも見える。しかし、森山法相が「日本独特の文化」と考えている、当の思想と似て非なる形態が、刑罰の理想形として、古代ギリシアからカントにまで引き継がれている思想の中に存在しているということを論証していこうと思う。

カントは、『人倫の形而上学』において、「裁判による刑罰 (Poena forensis)」と「自然による刑罰 (Poena naturalis)」とを区別している。ここで言う「自然による刑罰 (Poena naturalis)」は、「犯罪そのものが自らを罰するのであり、立法者が考慮するわけでは全くない」とされている。しかし、「自然による刑罰」については、これ以上語られることはなく、「裁判による刑罰」、即ち、他者による外的処罰にのみ議論が集中されることになる。

デリダは、『来るべき世界のために』という、ルディネスコとの対談において、カントの死刑存置論にコメントしている。カントにおける「刑罰」の概念の基礎的区別は、「罪人が、あらゆる法権およびあらゆる法制度以前に自分自身に科すことのできる、全く内的で私的な刑罰である poena naturalis と、外から社会によって、その司法機関や歴史的体制を通じて執行される、本来の意味での刑罰である poena forensis (公会場や裁判所の刑罰) との差異」(215~216)をもって語られるのである。デリダは、「カントによれば、人格としての罪人は、処罰を理解し、承認し、それどころか要求しなければなりません」(216)としている。デリダは、「自然による刑罰」について、「外からやって来る (forensis) あらゆる制度的および合理的処罰を、内部において、あるいは内的刑罰 (poena naturalis) と区別できない境界において、自動的で自律的な処罰へと変化させます」(216)と述べている。すると、前者は「自己処罰」に、後者は「他者処罰」にそれぞれ対応することになる。「裁判による刑罰 (Poena forensis)」という「他者処罰」は、「自然による刑罰 (Poena naturalis)」という「自己処罰」へと内面化されることで解消され、最終的には、デリダが言うように、「自分自身に死刑判決を下すように導く、司法的理性の正しさを認め」(216)る形となる。すると死刑執行は「司法的理性の自律にとっては、自己執行しかない」(216)、つまり「自殺であるがごとく」行われる、のだ。

しかし、何もカントは死刑相当の犯罪者の自殺を推奨しているわけではない。刑罰法規を作成するのは、純粋な法的 = 立法的理性、カントが「本体人 homo noumenon」と呼ぶものであって、その理性こそが、犯罪を成し得る「或る別種的人格 (現象人 homo phaenomenon)」(479)を刑罰法規へと服従させるとカントは考えている。犯罪者の内の「純粋な法的 = 立法的理性 (本体人 homo noumenon)」によって、感性に左右されてしまいがちの「現象人 homo phaenomenon」を従属させることで、犯罪者自らが自己吟味の結果として、生命を失わせねばならないと判断を下すのである。犯罪者は、感性の誘惑に屈し易い「現象人 homo phaenomenon」を超克して、司法的、立法的理性である「本体人 homo noumenon」の内的声を聴かねばならない。言い換えれば、己の内部の理性の法廷に耳を澄まさなければならない。

デリダの読解を通して浮き彫りにされるのは、カントの刑罰論の背景にあるプラトン哲学だろう。カントの描く「自己 - 執行」としての死刑を理解しようとする、プラトンが『ソクラテスの弁明』や『クリトン』で描いていたソクラテスの死刑受容の物語がその具体例を提供してくれることに思い至るのだ。これらのプラトン対話篇を読めば、「自殺」であるかのごとく刑が自己執行される、というカント刑罰論の理想的極限がソクラテスによって体現されていることに思い至るだろう。ソクラテスが死刑を受け入れたのは、彼が道を外れそうになれば聞こえてきたダイモーンの声がこの裁判に際しては、沈黙したからである。ソクラテスは、内的理性の声である、ダイモーンに導かれ、自己吟味を行うことを規範としてきた。『クリトン』で語られているように、国法自体が語ることをダイモーンは許容することになる。言い換えれば、ソクラテスの理性的判断は国法と完全に一致し、自己による「内的処罰」への道を許容するのだ。すると、カントの刑罰論の理想形やその具体例としてのソクラテスの刑死の物語を参照すれば、西欧においても、「死んでお詫びする」という日本独自とされている思考法と極めて類似の理想が死刑についての究極の正当化として掲げられているということになる。カントは、『人倫の形而上学』の中で、「もし汝が同一国民に属する或る他人に対して理由のない害悪を加えるならば、それがどんなものであれ、汝はそれを汝自身に対してなす。…汝が彼を殺すのならば、汝自身を殺す」(474)と述べて、「同害報復の法理 (jus talionis)」によって、一方の側にも他方の側にもより多く傾くことのない、正義の均等について語っている。己のなした害悪を己自身にも向けるという形のバランスの取り方が、「自己 - 執行」の理想によって実現されるのだ。けれども、擬人化した国法がダイモーンに代わって語るのであるから、デリダが批判しているように、カントの言う「自然による刑罰 (Poena naturalis)」は常に既に外的なのだと言えるだろう。

カントにおいては、分かり易く言ってしまうと、同じ人物の中に「本体人 (homo noumenon)」と「現象人 (homo phaenomenon)」が存在しているということになる。利己的な利害関心にかまけて犯罪者となるのは、「現象人」である。同一人物が理性に従う時、「本体人」としての「人格」が、「現象人」たる犯罪者を死刑に課することが可能となる。カントが禁止している「自殺」の場合は、「現象人」が、謂わば、生の苦しみに耐えられなくなり、動物的な弱さに負けてしまい、己の生命を処分することになる。しかし、カントの推奨する「死刑」の場合は、理性に基づき「社会契約」に参加した「人格」が、「現象人」として犯罪に手を染めてしまった片割れとしての自己を裁くということになる。動物的な弱さに負けて命を失うのではなく、理性的な「人格」に高まるために弱き動物的部分を裁き取り除くという形になる。カントの場合、「現象人」の欲望に負けて、犯した罪により放棄した尊厳を、「本体人」が「死刑」を受け入れることで回復することで、「正義の天秤」の釣り合いを元に戻すという論法となっているのだ。

日本文化に起因させている「死んでお詫びをする」は、死刑囚が死刑を積極的に受け入れるという形を採るので、一見、カントの主張に漸近しているように思われるが、周囲の圧力に屈して「死」を選ぶ、という点において、「現象人」のなせる業ということになるだろう。そうだとしたら、カントの主張とは似ても似つかぬものと言える。さらに、死刑存置の理由として「死んでお詫びをする」という文化の問題があると主張するのなら、拘置所で自殺を禁じるというルールの存在自体が意味のないものとなるだろう。

カントは、道徳は特定の条件によって制限されるようなものではなく、無条件に従うことを命じる「定言命法」であると規定している。定言命法は、仮言命法のように条件節において示される何らかの根拠があるがゆえに、道徳的でなければならないとするのではなく、そうした条件に

左右されず、端的に正しいから行うということをも命じるのである。それでは、その「正しさ」というのはどこからくるのだろうか。その答えとして、カントが示すものこそが、正義の女神の天秤、即ち、「同等性の原理」なのである。

カントは、『人倫の形而上学』の中で、殺人を犯したものは死刑に処されなければならないと明言している。その理由を「正義を満足させるため」つまり、正義を実現させるためである、としている。何故、死に対して死で償うべきか、という、「生と死との間には何ら同質性もない」とカントは述べ、「犯罪」と「報復」の同等性を保持するためには、犯罪者に対して裁判によって執行される死をもって償わせる以外にないからであるという。カントにとって普遍的なのは「同等性の原理」、つまり、「同害報復の原理」であって「人を殺してはいけない」という格率の方ではないということに注意を喚起したい。カントの「定言命法」は「仮言命法」とは違い、特定の条件によって制限するような道徳規則ではなく、条件無しにただ端的に「正しさ」ゆえに従うという強制力を伴うのである。カントにとって、その「正しさ」の根拠こそが「正義を満足させる」原理である「同等性の原理」に他ならない。「人が私にしたこと」を天秤の一方の皿に乗せた場合、もう一方の皿に乗せる「私が人にすること」は釣り合わねば、応報として正しくないとするのが「同害報復の原理」である。「どんな苦しみに満ちた生にせよ、生と死の間には何ら同質性もない」ゆえに、死に対してはどんなに苦しみに満ちた生であろうと、正義の天秤は釣り合わないカントは述べている。しかし、今や問題は、序論で述べたように、生を捨てるために「死刑」相当の行為を行う確信犯が存在するようになってきているということなのだ。

第二節 被害者遺族の感情の問題

原田正治氏は、『弟を殺した彼と、僕』の中で、被害者遺族の立場を、卓抜な比喩を使って述べているので、引用してみよう。

僕は、こんなことをイメージしていました。明男（被害者）と僕ら家族が長谷川君（加害者）たちの手で崖から突き落とされたイメージです。僕らは全身傷だらけで、明男は死んでいます。崖の上の平らで広々としたところから、「痛いだろう。かわいそうに」そう言いながら、長谷川君たちとその家族を突き落とそうとしています。僕も最初は長谷川君たちを自分たちと同じ目に遭わせたいと思っていました。しかし、ふと気がつくと、僕が本当に望んでいることは違うようなのです。僕も僕たち家族も、大勢の人が平穏に暮らしている崖の上の平らな土地にもう一度のほりたい、そう思っていることに気がついたのです。ところが崖の上にいる人たちは誰一人として「おーい、ひきあげてやるぞ」とは言ってくれません。代わりに、「おまえのいる崖の下に、こいつらも落としてやるからな。これで気がすむだろう」被害者と加害者を崖の下に放り出して、崖の上では、何もなかったように、平穏な時が流れているのです。自分で這い上がらなければ、僕らは崖の上にはもどけません。…。必死で傷の痛みを感じないふりをしながら、なんとか上にのほりたいと考えている。そんな寓話を僕は作り上げました。僕と長谷川君はどちらも、今、同じ崖の下に落とされている気がしました。

「崖の上の平穏な時の流れ」こそ、「国民が安心して生活できる状態」で、法は、この状態を達成してしまえばそれで終わりなのだ。法制度においては、「個人の復讐が遂げられたかどうか」という点より、「国民が安心して生活できる状態に立ち戻ったかどうか」という点が重視される。「悪人の集合の一メンバー」が処刑されれば、平穏が訪れるわけだ。ましてや被害者が元に戻るかどうかなどということは誰も考えない。原田氏の場合、加害者の長谷川のお姉さんが自殺をし、そして、事件当時小学生の息子が長じて20歳になった日にやはり自殺を遂げてしまう。被害

者の家族、そして加害者の家族も、皆、まさに「崖の下」から這い上がることができないのだ。

法制度に任せただけでは、原田氏の喩え話のような結末に関係者が皆苦しむだけである、ということに気がついた時、彼は、加害者の長谷川と向き合い、対話をし続けることを選択した。その過程で、やがて原田氏は、加害者を、「長谷川君」と呼ぶようになっていく。この対話の過程を経ていく内に、長谷川の方も、自分の息子が大きくなった時、息子に話して、自分の代わりに、原田氏の弟の墓参りをしてもらおう、と語るようになっていく。けれども、そんな矢先、息子と話をすることもできないまま、長谷川の息子は自殺を遂げてしまう。息子にまで苦悩を与えるとは、長谷川を赦すわけにはいかない、しかし、生きて償って欲しい、というのが原田氏の気持ちだった。けれども、何回かの面接を経て、原田氏は、自分に相手を「赦す」などという権利があるのだろうか、とさえ考えるようになっていく。こうして当時の法務大臣にも、死刑の執行を待って欲しいという旨の嘆願書を直接渡されたという。けれども、そんな願いも聞き届けられずに、長谷川は、死刑に処せられてしまう。死刑は秘密裏に行われることになっているゆえ、突然の死刑執行が、加害者に向き合い続けるという姿勢を不可能にしてしまう。当時の法務大臣は、加害者が死んでお詫びをする、という日本の慣習を持ち出してきて、当たり前のことが行われたのだ、と弁明していた。もし「加害者に向き合う」という原田氏の試みが続けられていたらどうなったのだろうか。原田氏にとって、その犯人は、もはや「悪人の集合の一メンバー」であることを止め、一つの「顔」を持った人間に変わっていくのではないだろうか。原田氏によると、裁判の席では、顔を強張らせて座っていた加害者の男が、面接の際には、直接謝罪ができることを喜び、表情を感じさせられる人に変わっていった、という。「顔無き」「悪人の集合の一メンバー」と「愛する弟」がそもそも釣り合うはずがないのだが、「顔無き」犯人が「顔を持つ」ようになったことで、初めて「天秤のバランス」は釣り合うようになっていく。しかし、相手に「顔」が生じるようになると、「死んで償え」ということも難しくなってしまうのだ。犯人と向き合うことによって、この男にも、或る意味で集合論的には処理し切れない「掛け替えのなさ」がある、という感じを持つに至り、そうした状態で償いを要求した時、あの「天秤」のバランスは、単に死刑を求刑することよりも、遥かに均衡状態に近い状態を示し得る。しかし、その時こそ、「顔を持つ」相手の抹殺を「死刑」という形で望むことが、もはや不可能になっていくのである。

「崖の上」即ち、社会の構成員全体の平安と幸福を考慮しようとする時に、功利主義的な思考が要求されるだろう。功利主義者による「刑罰」の効用というものを考えてみると、例えば、犯罪者の収監によって①犯罪者の更生、②一時的にせよ恒久的にせよ犯罪者の無力化、③同様の潜在的犯罪の抑止効果、④応報感情の解消がもたらされるがゆえに、社会全体の安定と安寧に貢献し得る、ということになる。言い換えると、刑罰によってもたらされる「善」が刑罰による「悪」を遥かに上回るなら許容し得るとというのが功利主義的思考の基本路線なのである。確かに、「死刑」の場合は、犯罪者の更生という「教育刑」に当たる部分は該当しない。むしろ「更生」を促す機会は与えられないということになる。にもかかわらず、功利主義者は、犯罪者の無力化と抑止効果、それから応報感情の解消の3点によって、社会秩序を効果的に維持し得ると考える。

しかし、②の「犯罪者の無力化」に関しては、収監することで、犯罪者の無力化は成し遂げられるので、加えて「死刑」にする必要はないという反論が可能だろうし、③の抑止効果に関しては、裏付けとなる有意な統計資料が存在しないだけでなく、体感治安の悪化を私達に感じさせる、凶悪犯罪を実行する宅間守的な確信犯には効果がないと言わざるを得ないといった反論が可

能だろう。

残る応報感情の解消という点だが、国家権力が「死刑」を執行することによって解消するのは、「崖の上」の第三者の疑似応報感情なのである。被害者の「無念」が晴らされたと考えたい被害者遺族の感情は原田氏の比喩からも窺い知ることができるように複雑かつ繊細なものであり、加害者の刑死をもって解消されてしまうようなものではない。

§3. 冤罪が炙り出す事実

前節で参照した原田氏の卓抜な比喩から読み取れるように、「崖の上」の社会秩序を巡る正義の天秤の釣り合いの物語は、「崖の下」の被害者遺族の応報感情を巡る物語とは、全く同調することのない、異質な物語として展開されていく。しかも、被害者遺族の感情を巡る物語は、「崖の上」の秩序の安定とそれに伴う国民生活の安寧が取り戻されると同時に、当事者以外の人達にとっては忘却の一途を辿るだけなのである。同時に、加害者も一度「悪人の集合の一メンバー」という形で処理されてしまえば、彼/彼女に訪れるかもしれない改悛の情や後悔の念といった可能性によって開かれるだろう物語は「崖の下」の話として誰からも関心が寄せられることはなくなる。「崖の上」の秩序の安定をもたらした決定は貫徹されねばならない、ということになる。なぜならば、司法の安定性が評価されるのは、「崖の上」の秩序が保持されている限りにおいてであるからだ。推定無罪のハードルを一旦超えてなされた決定は容易には覆ることがない。従って、公権力としての司法は「崖の下」のことには関心を示さないだろう。なぜならば、「崖の上」の秩序に安定が訪れれば公権力の威厳が保たれるからだ。冤罪とは、喩えて言えば、「崖の上」の秩序の安定が訪れた後、未だ安定には到底至らない「崖の下」の蠢きが「崖の上」の安定を脅かすように波紋を広げていくことに他ならない。必然的に冤罪を生み出し易くしているものこそ、「崖の上」と「崖の下」という二重構造にある。一旦、「崖の上」でレッテル貼りがなされて「悪人の集合の一メンバー」ということで処理されて「顔」(レヴィナス)を奪われてしまうと、冤罪をいくら訴えても、平安を享受し始めた社会は、その平安を再び脅かされることを嫌うだろうし、公権力は社会秩序に安定性をもたらしたという威信を失うまいとするだろう。凶悪犯であればあるほど、「早く犯罪者を捕まえて欲しい」という社会の側の処罰感情から来る要請と迅速に凶悪犯を処罰したいという公権力の威信とは共鳴し、「崖の上」の秩序の安定と維持という共通の目標を大義に裁判の早期終結を望むだろう。

被害者にとって、顔と固有名詞を持つ、この世で唯一の愛する人の命を奪われるということと「悪人の集合の一メンバー」が死刑を経てこの世を去ることとの間では、当然ながら「正義の天秤」は釣り合わない。冤罪の場合、「悪人の集合の一メンバー」だった者が、突如として「顔と固有名詞」を帯びた掛け替えの無い者として浮上してくる。冤罪で死刑判決が確定し、刑が執行されてしまった時に、「取り返しがつかないこと」をしてしまったと私達が感じる所以である。「悪人の集合の一メンバー」が死刑に処されることで、少なくとも社会は正義の天秤の釣り合いによる秩序の安定とそれによる安寧を経験する。逆に、そうであるからこそ、再審申し立てが棄却されてしまう。仮令、裁判所の判決を覆すような新たな証拠が発見された場合でさえ、再審請求は、中々認められはしないのだ。何故ならば、それを認めてしまうことは、再び社会秩序を壊乱させ、ようやく戻った天秤の釣り合いがバランスを失うことを意味し、そうした失態は正義の天秤の精度を懐疑させるからだ。ゆえに、確定した判決を白紙に戻し、再審に応じるということ

は、ただ単に一旦安定化に導かれた社会を不安定化してしまうだけではなく、安定化装置としての司法の権威をも脅かすことになる。そうであるがゆえに、仮令、上級審でも安易に一度下された決定を覆すことは難しい。

多くの国民にとって、凶悪な犯罪者を死刑に処すことで「崖の上」の「安全性」を回復するということがある。そうした犯罪者が収監された時点で凶悪である可能性自体が消滅するゆえ、それに輪をかけて死刑に処したとしても、「安全性」の回復という点では、何も変わらないことになるだろう。すると「安全性」の回復という「崖の上」の問題だけを考慮してみるならば、「死刑」は不要ということになるだろう。

残る問題は「応報感情」を処理し切れない当事者たる被害者遺族の問題である。原田氏の卓抜な比喩に従えば、「崖の上」の安全性が回復すると「崖の下」の問題は置き去りにされてしまうのである。

「死刑」の廃止を訴えると、殺された被害者の無念や被害者遺族の苦しみはどうなるのかと反論される。ここで注意を喚起しておきたいことは、被害者の被害感情はもはや彼/彼女がこの世にいない以上、「無念」という形で想像せざるを得ない何かだということである。

2011年の『犯罪白書』によると、現在の加害者に対する気持ちを尋ねた項目では、「許すことができない」とするものの比率を、犯罪の種類別に見ると、殺人が約90%、次いで強姦が84%となっている。強姦被害者の場合は、犯罪被害者は、トラウマを被り、被害当時のことなど思い出したくもないだろうが、それでも当事者の被害感情を尋ねることが可能だろう。けれども、殺人の被害者は当人が亡くなってしまいうえ、被害感情を尋ねることはもはや不可能であるという違いが存在する。すると、殺人の場合は遺族の感情ということになる。殺害された被害者の「被害感情」は、遺族の感情の反映であり、遺族の感情が仮託されている。被害者の「無念」は、あたかも「対象a」であるかのように、「崖の上」の第三者にとって欲望のスクリーンになってしまうだろう。「崖の上」の第三者にとって、被害者遺族は「死刑」を求めるはずである、と「投影同一化」によって想像し、義憤に満ちた第三者にとって、犯罪者の処刑によって義憤が解消するだけで終わるが、被害者遺族の感情はもっと複雑で繊細ゆえ一律では済まない遺族補償を考えなければならぬだろう。

結語：応報以外の道の可能性

「モラル会計学」に従うと、道徳的行動は「助けること（利益を与えること）」、反道徳的行動は「傷つけること（損失を与えること）」である。すると、「モラル会計学」に従う場合、レイコフの言うように、二つの道徳的行動の原則が働いている。一つは「絶対善の行動原則」で、これは「道徳は価値のあるものを与えること」とする。もう一つは「債務返済原則」で、「道徳的債務を返済することはよいことであり、返済しないことは悪いことである」という原則である。

これら二つの原則が働くことで、例えば、BがAに悪いことをした場合、Aが以下に記すどちらの応答を示そうとも、Aを「モラルジレンマ」に陥れることになってしまうだろう。最初の応答は、AがBに悪いことを仕返す、という場合であり、二つ目の応答は、AはBに何もしない、という場合である。

最初の応答の場合を考えてみよう。この場合、Aは「絶対善の行動原則」に従っていないので、道徳に反していることになるだろう。しかし、「債務返済原則」によれば、Aはこの原則に

沿った返済をしていることになるので、道徳に従っていることになる。

二番目の応答、即ち、AがBに対して何もしなかった場合を考えてみよう。この場合、「絶対善の行動原則」によれば、AはBに損害を与えることを回避したので、道徳に則った行動をしているということになる。しかし、「債務返済原則」によれば、道徳に反したことになる。なぜならば、Bを見逃し、自分のやったことに対して「支払わせる」義務を果たさなかったからである。

するとAはどのように応答しても、どちらかの原則を破ることになる、というジレンマに陥ることになるだろう。「同害報復の原理」は「債務返済原理」が貫徹されることを重視している。その時、「絶対善の行動原則」を破ることになってしまうゆえ、それを国家権力に委ねようとするのだが、そうすると「崖の下」の悲劇が訪れてしまうことになる。

2011年7月22日、ノルウェーで連続テロ事件が起き、1日で77人もの犠牲者が出た。オスロの政府庁舎が爆破されたことで8人、ウトヤ島の銃乱射によって10代の若者69人と、77人が死亡した大惨事であり、極右、キリスト教原理主義者のアンネシュ・ブレイビクの単独犯であるとされている。序論でも触れた、森達也氏が『死刑のある国ニッポン』でこの事件を取り上げている。事件翌日、ウトヤ島に、ブレイビクの母親が花を携え、フェリーで訪れた際に、犠牲となった子ども達の両親達が泣き崩れていたが、遺族たちは彼女を取り囲むと、加害者の母親を抱きしめ、「あなたが一番つらいわね」と声をかけながら泣いたという。

70年代まではノルウェーも厳罰によって裁く国であったが、その後、寛容化に舵切をしたことで、逆に治安状況が好転していったという。ストールベルゲによると、ブレイビクを死刑に処すことを訴える世論は、殆ど立ち上がらなかったという。ウトヤ島の事件で生き残った15歳の少女が「一人の男がこれほどの憎しみを見せたのなら、私達はどれほどに人を愛せるかを示しましょう」と発言し、この発言を当時法相だったクヌート・ストールベルゲが国民向けのスピーチで引用したという。ここには「モラル会計」による計算可能性を超えた思考が開けている。なぜならば、何もしないどころか「愛」を与えるためには、原田氏のケースが示しているように、加害者に「顔」を認めることになるからだ。このウトヤ島の出来事は、「債務返済原則」の方を捨てて、まさに、「絶対善の行動原則」に則った行動を被害者一同全員が示すというケースに当たる。ガンディー、キング牧師、ネルソン・マンデラ…。歴史はごくまれにこうした奇跡にも近い出来事を送り付けてくる。ウトヤ島の出来事から何を私達は学ぶことができるだろうか。

引用・参考文献（引用頁は本論中に記す）

- カント、「人倫の形而上学」、『世界の名著32』、野田又夫編、中央公論社、1972。
デリダ、『テロルの時代と哲学の使命』、澤里岳史他訳、岩波書店、2004。
デリダ、『言葉にのって』、廣瀬浩司他訳、筑摩書房、2004。
デリダ、ルディネスコ、『来るべき世界のために』、藤本一勇他訳、2003。
ニーチェ、『道徳の系譜学』、中山元訳、光文社、2009。
原田正治、『弟を殺した彼と、僕。』、ポプラ社、2004。
プラトン、『ソクラテスの弁明/クリトン』、久保勉訳、岩波文庫、1964。
プラトン、『国家』上下巻、藤沢令夫訳、岩波文庫、1979。
プラトン、『法律』上下巻、森信一他訳、岩波文庫、1993。
レイコフ、ジョージ、『比喩によるモラルと政治』、小林良彰他訳、木鐸社、1998。

〔NHK、NEWS WEB〕 <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200316/k10012333681000.html> 2020年3月確認

〔2020. 9. 17 受理〕

コントリビューター：山内 廣隆 教授（ビジネス心理学科）